

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

2023 年 10 月 2 日

株式会社エクサウィザーズ

株式会社 Exa Enterprise AI

東京都港区東新橋一丁目9番2号  
株式会社エクサウィザーズ  
代表取締役 春田 真

東京都港区東新橋一丁目9番2号  
株式会社 Exa Enterprise AI  
代表取締役 大植 択真

株式会社エクサウィザーズ（以下「分割会社」といいます。）は、2023年8月14日付で作成した新設分割計画書に基づき、2023年10月2日をもって、株式会社 Exa Enterprise AI（以下「新設会社」といいます。）を設立し、分割会社が営む「exaBase 生成 AI powered by GPT-4」、「exaBase IR アシスタント powered by ChatGPT」及び「exaBase FAQ」に関する事業を新設会社に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行いました。本新設分割に関する事項は、下記のとおりです。

## 記

### 1 新設分割が効力を生じた日

2023年10月2日

### 2 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過

本新設分割は会社法第805条に基づく簡易新設分割であり、会社法第805条の2の規定は適用されません。

### 3 会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過

- (1) 本新設分割は会社法第805条に基づく簡易新設分割であり、会社法第806条の規定は適用されません。
- (2) 本新設分割に際して、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、同条の規定による手続は実施していません。
- (3) 分割会社は、新設会社に承継したすべての債務について重疊的債務引受を行うため、本新設分割後に分割会社に対して債務の履行を請求できない債権者は存在しませんので、会社法第810条の規定による手続は実施していません。

### 4 新設分割により設立会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は分割会社より、「exaBase 生成 AI powered by GPT-4」、「exaBase IR アシスタント powered by ChatGPT」及び「exaBase FAQ」に関する事業を承継しました。承継した資産及び負債の額は次のとおりです。

承継資産額 368,000,000 円

承継負債額 55,700,000 円

- 5 その他新設分割に関する重要な事項  
該当事項はございません。